

城南衛生管理組合における女性の職業選択に資する情報の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条に基づき、女性の職業選択に資する情報について、次のとおり公表します。

1 女性職員の採用割合（令和5年4月1日付採用分）

職種	男性	女性	合計	女性の割合
行政事務職	—	—	—	—
技術業務職	1人	0人	1人	0%
合計	1人	0人	1人	0%

注：令和4年度は、行政事務職の採用試験は実施せず。

2 各役職段階の職員の女性割合（令和5年4月1日現在）

	人数	うち女性	女性の割合
部長級	4人	0人	0%
次長級	2人	0人	0%
課長級	9人	0人	0%
主幹級	9人	1人	11.1%
課長補佐級	6人	1人	16.7%
係長級	6人	1人	16.7%
主査・主任級	9人	0人	0%
主事・技師級	51人	6人	11.8%
合計	96人	9人	9.4%

3 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況（令和4年度）

○育児休業取得率

	育児休業取得対象者数	育児休業取得者数	育児休業取得率
男性職員	2人	1人	50.0%
女性職員	0人	0人	0%

○取得期間

【男性職員】

・半年未満 100.0%

【女性職員】

・半年未満 100.0%

4 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和4年度）

（1）全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	110.1%
全職員	79.8%

（2）「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

ア 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	100.9%
本庁係長相当職	94.5%

イ 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	90.0%
16～20年	—
11～15年	非公表
6～10年	86.3%
1～5年	100.4%

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ① (1) について、任期付職員、再任用職員には女性の対象者がおらず、臨時的任用職員には男性の対象者がいないため、任期の定めのない常勤職員以外の職員から除外している。
また、宿日直勤務の会計年度任用職員がいるが勤務形態が他の職員と違うため、こちらも任期の定めのない常勤職員以外の職員から除外している。
- ② 次の区分については、該当者が存在しないため「－」で表記している。
 - (2) ア 役職段階別職員区分
本庁部局長・次長相当職：女性の職員がいないため
本庁課長相当職：女性の職員がいないため
 - (2) イ 勤続年数
36年以上：女性の職員がいないため
31～35年：女性の職員がいないため
26～30年：女性の職員がいないため
16～20年：女性の職員がいないため
- ③ (3) イ 勤続年数区分 11～15年は、女性職員の対象者が1名のため非公表。